

＜ 参考 ＞ 固定資産税・都市計画税の課税標準額の計算方法

区 分		本則による課税標準額(A)		今年度の課税標準額の算出方法 A=左の本則による課税標準額 B=前年度の課税標準額		
		固定資産税	都市計画税	B/Aの負担水準 (資産の価格に対する税負担割合)	今年度の課税標準額	
土 地	宅 地 等 (農地以外の土地)	小規模住宅用地	評価額 × 1/6	評価額 × 1/3	① 1.0 以上 ② 1.0 未満	① A ② B + A × 0.05 計算した額の上限: A 下限: A × 0.2
		住宅1戸あたり 200㎡までの部分				
		一般住宅用地	評価額 × 1/3	評価額 × 2/3		
		住宅1戸あたり 200㎡を超え、 住宅床面積の10倍まで の部分				
	非住宅用地等	評価額		① 0.7 超 ② 0.6 以上 0.7 以下 ③ 0.6 未満	① A × 0.7 ② B ③ B + A × 0.05 計算した額の上限: A × 0.6 下限: A × 0.2	
	農 地	市街化区域農地	評価額 × 1/3	評価額 × 2/3	① 0.9 以上 ② 0.8 以上 0.9 未満 ③ 0.7 以上 0.8 未満 ④ 0.7 未満	① B × 1.025 (上限: A) ② B × 1.05 ① B × 1.075 ④ B × 1.1
生産緑地地区		評価額				
市街化調整区域農地		評価額	課税 対象外			